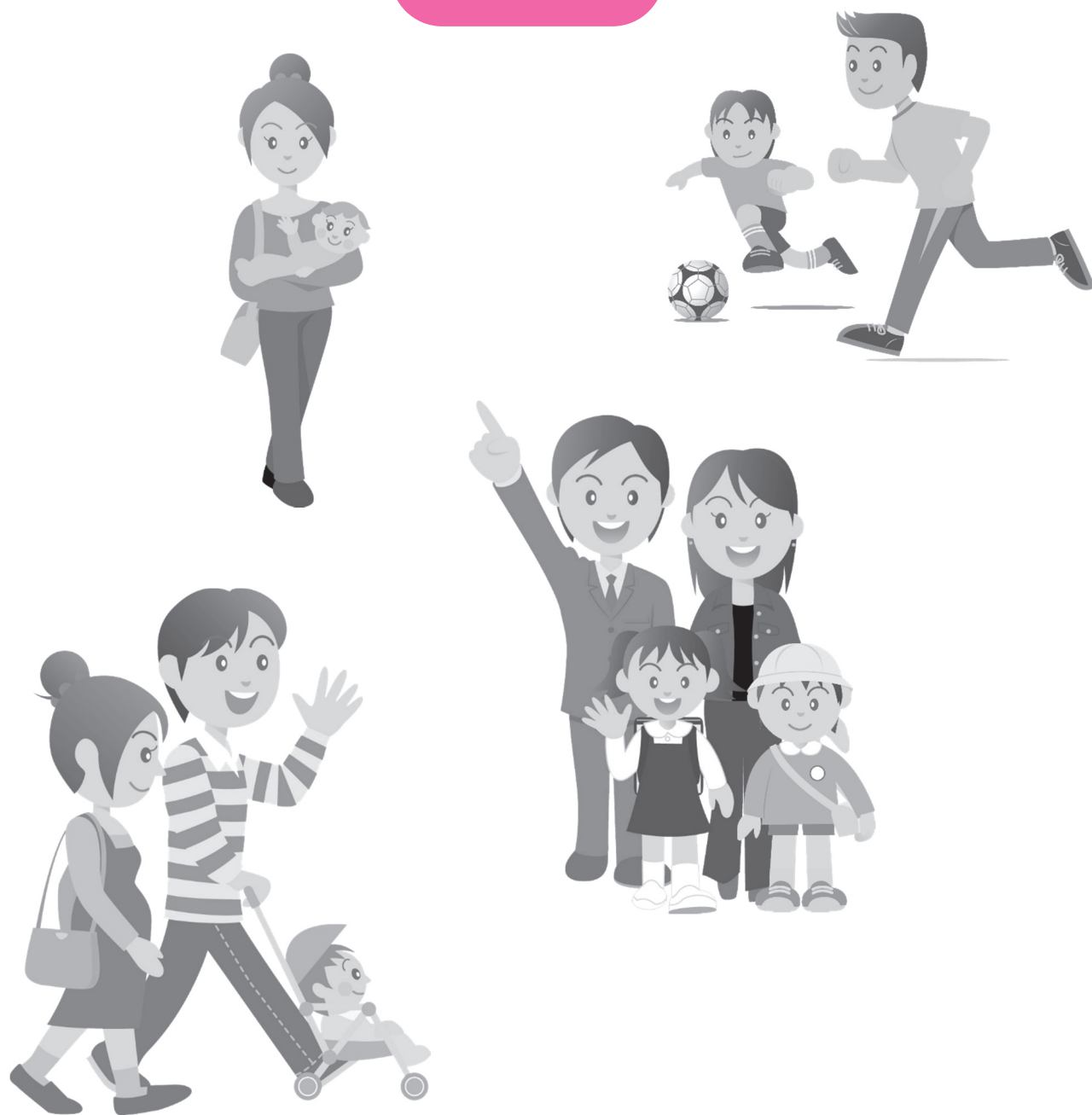


檀原市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



平成27年3月
檀原市

計画策定の趣旨

全国的な少子化のさらなる進行や子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化を受けて、国では「子ども・子育て関連三法」を制定し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まることとなりました。

檀原市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22～26 年度）」の進捗状況や課題などを整理し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を効果的に推進し、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に展開するため「檀原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「子ども・子育て支援」とは

保護者・家庭に子育てについての責任があることを前提としつつ、保護者自身が、自分の存在や価値を肯定する感覚・感情を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

計画の位置づけ・期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「檀原市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22～26 年度）」の内容を踏まえつつ策定しました。なお、母子保健の分野は、本計画に包含されることから、本計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

子ども・子育て支援新制度の概要

保護者が子育てについての責任があることを前提としつつ、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化したうえで、学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、家庭における養育支援の充実を図るものです。

ポイント

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進を図ります。

(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

教育・保育に対する財政措置の充実を図ります（認定こども園・幼稚園・保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

子育てに対する多様な支援の充実を図ります（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業・放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）。

基本理念 「子育てロマンのまち かしはら」

子どもは「未来の夢」「次世代の希望」であり、その育成は子どもをもつ家庭のみならず、すべての市民にとっての喜びでもあります。

本計画では、「橿原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」で掲げた上記の基本理念を引き継ぎつつ、一人ひとりの子どもに、健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・子育て支援給付や子ども・子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進め、安心して子育てができるまち、そして、子育て世代に選ばれるまちの実現をめざします。

基本理念の実現

基本目標・施策体系

基本目標1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

施策・事業

- 1) 乳幼児期における学校教育・保育の充実
- 2) 多様な保育事業の充実
- 3) 放課後児童対策の充実
- 4) 経済的負担の軽減

基本目標2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

施策・事業

- 1) 妊娠・出産の安全性の確保
- 2) 子どもが健やかに育つための環境づくり
- 3) 食育の推進
- 4) 楽しく子育てができる環境づくり

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会の構築

施策・事業

- 1) 地域での子育て支援体制の充実
- 2) 子育てサークル等への支援
- 3) ひとり親家庭への支援
- 4) 障がいのある子どもをもつ家庭への支援
- 5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進
- 6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

1

すべての子どもが
健やかに成長できる
環境づくり

2

すべての保護者が
子育てや子どもの成長に
喜びと楽しさを実感
できる環境づくり

3

すべての人が協働して
子ども・子育て支援に
関われる環境づくり

基本的な視点

施策の展開

基本目標 1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、次代を担う子どもたちという視点に立ち、質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの発達や学びがつながっていくよう、小学校教育との積極的な連携を図ります。

また、子どもや子育て家庭の状況や地域の実情等を十分に踏まえ、保育事業や放課後児童対策の充実などを通じて、多様な地域子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

1) 乳幼児期における学校教育・保育の充実

- 教育・保育の推進
- 認定こども園の整備に向けた支援
- 地域型保育事業の推進
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の職員等の研修の実施
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等との連携の推進

2) 多様な保育事業の充実

- 一時預かり事業の充実
- 時間外保育事業（延長保育事業）の充実
- 病児・病後児保育事業の充実
- 子育て短期支援事業の充実

3) 放課後児童対策の充実

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- 放課後児童健全育成施設の整備・充実
- 地域住民による子育て支援（地域子ども教室の推進）

4) 経済的負担の軽減

- 出産・育児にかかる経済的負担の軽減
- 児童手当の給付

基本目標 2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

子どもを安心して産み、育てられるよう、妊婦に対する健診や保健指導をはじめ、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制のさらなる充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育や、次代の親づくりの基盤となる思春期保健対策を推進し、親と子の健康づくりを心とからだの両面から支えます。

1) 妊娠・出産の安全性の確保

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦健康診査
- マザーズクラス
- 両親学級
- 妊産婦相談の充実
- 妊産婦訪問指導
- 不妊に関する相談、治療機関の情報提供
- マタニティマークの普及啓発
- 学校教育における思春期保健の推進

2) 子どもが健やかに育つための環境づくり

- 3か月児健康診査、10か月児健康診査
- 3歳6か月児健康診査
- 乳幼児訪問指導
- かかりつけ医づくりの推進
- 1歳6か月児健康診査
- 予防接種
- 歯の健康教室
- 医療情報の提供と意識啓発
- 新生児訪問指導
- 事故防止に関する啓発
- 休日夜間応急診療所の体制

3) 食育の推進

- 離乳食教室の充実
- 保育所（園）における食育の推進
- マザーズクラスにおける食に関する知識の普及
- 学校教育における食育の推進

4) 楽しく子育てができる環境づくり

- すこやか子ども相談
- 母子保健推進協議会
- 6～7か月児健康相談
- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
- 電話相談の充実

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会の構築

地域はもとより、企業、学校、行政、専門機関など社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図るとともに、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりなどに取り組めます。

1) 地域での子育て支援体制の充実

- 子育て支援ネットワークの構築・強化
- 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業（センター型））の充実
- こども広場（地域子育て支援拠点事業（ひろば型））の充実
- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 地域における自主的なふれあい・交流活動の推進
- 家庭訪問による育児支援の推進
- 幼稚園における子育て支援機能の充実
- 子育て情報の提供
- 家庭児童相談の充実
- 民生児童委員・主任児童委員による子育て相談支援の充実
- 家庭・地域と学校との連携
- 利用者支援事業の推進
- 園庭開放による子育て支援の充実
- 育児相談の充実

2) 子育てサークル等への支援

- 育児サークルへの支援
- 子育てボランティアの育成

3) ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への手当・医療費の助成
- 相談・支援活動の推進

4) 障がいのある子どもをもつ家庭への支援

- 障がいのある子どものいる家庭への各種手当・医療費の助成
- 子ども総合支援センターの充実
- 障がいのある子どもとない子どもの交流推進
- 在宅福祉の充実
- 障がい児保育の充実
- 特別支援教育の充実

5) 児童虐待防止等に向けた取り組みの推進

- 児童虐待防止に向けたネットワーク活動の推進
- 家庭児童相談体制の充実
- 養育支援訪問事業

6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

- ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- 仕事と育児の両立に関する法律・制度の周知と職場環境づくりの支援
- 事業所に対する次世代育成支援対策推進法の周知
- 女性の再就職・転職支援
- 男女共同参画による子育ての促進

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

本計画では、教育・保育提供区域を設定し、区域毎に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策などを設定することが法律によって定められています。

認定区分

子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性を認定した上で幼稚園や保育所(園)などの利用できる施設が決まっており、その際の認定区分は右記の通りです。

1号	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
2号(教育)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども)
2号(保育)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

教育・保育の提供区域

事業		提供区域	
教育・保育	幼稚園	市立:小学校区、私立:全市	
	保育所(園)	全市	
	認定こども園	市立(1号・2号(教育)):小学校区、市立(2号(保育)・3号):全市、私立:全市	
	地域型保育事業	全市	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業、時間外保育事業(延長保育事業)、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	全市	
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区等	
	一時預かり事業	幼稚園	市立:小学校区、私立:全市
		保育所(園)	全市
		認定こども園	市立(1号・2号(教育)):小学校区、市立(2号(保育)・3号):全市、私立:全市
こども広場		全市	

※平成26年12月現在、橿原市に認定こども園はありません。実施する場合は上記となります。

教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育[単位]／対象			H27	H28	H29	H30	H31	提供体制の確保方策の内容
幼稚園[人]	1号 2号(教育)	量の見込み	1,370	1,395	1,380	1,316	1,284	市立幼稚園と私立幼稚園等において、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
		確保方策	1,370	1,395	1,380	1,316	1,284	
保育所(園) および 地域型保育事業 [人]	2号(保育)	量の見込み	1,360	1,372	1,366	1,313	1,282	量の見込みに対応するために、市立保育所において受け入れ児童数の調整を図るとともに、私立保育園との連携により、提供体制の確保に努めます。また、地域型保育事業(小規模保育)での保育を推進し、認可としての施設基準に基づいた認可外保育施設でも受け皿を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していくとともに、平成29年度での待機児童の解消をめざします。
		確保方策	1,536	1,548	1,548	1,561	1,561	
	3号	量の見込み	1,132	1,106	1,081	1,058	1,037	
		確保方策	1,082	1,097	1,087	1,142	1,142	

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業[単位]			H27	H28	H29	H30	H31	提供体制の確保方策の内容
利用者支援事業 [か所]	量の見込み		1	1	1	1	1	教育・保育施設や子育て支援事業等の利用に関する情報集約・提供や利用支援、子育てに関する相談への対応、適切な窓口・機関等の利用者をつなぐ機能などを有する総合的な窓口を1か所設置していきます。
	確保方策: 利用者支援事業		1	1	1	1	1	
時間外保育事業 (延長保育事業)[人]	量の見込み		440	434	426	412	402	時間外保育事業は、保育所(園)等の入所者を対象とした追加サービスであり、保育所(園)等の実利用定員分の提供が可能であることから、平成27年度以降の量の見込みに対して対応していきます。
	確保方策:特定教育・ 保育施設(保育所(園)等)		440	434	426	412	402	
放課後児童健全育成 事業[人] ※市全域データ	量の見込み		1,037	1,016	1,008	1,025	1,006	学校施設等の活用などを検討し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
	確保方策:放課後児童 健全育成事業		1,173	1,233	1,233	1,233	1,233	
子育て短期支援事業 [人(延人数)]	量の見込み		86	106	126	146	166	本市が契約している児童福祉施設と調整を図ることで、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
	確保方策: 子育て短期支援事業		86	106	126	146	166	
乳児家庭全戸訪問 事業[人]	量の見込み		991	966	944	927	911	保健師、助産師および訪問指導員、母子保健推進員による実施体制等を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
	確保方策: こんには赤ちゃん訪問		991	966	944	927	911	
養育支援訪問事業 [人]	量の見込み		200	210	220	230	240	養育支援訪問員による実施体制等を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
	確保方策: 養育支援訪問事業		200	210	220	230	240	
地域子育て支援拠点 事業	量の見込み [人(延人数)]		86	106	126	146	166	地域子育て支援拠点事業の提供体制については、子育て支援センターとこども広場の2か所で、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。なお、子育て支援センターとこども広場は3～5歳児も利用できます。
	確保 方策 [か所]	子育て支援 センター	1	1	1	1	1	
		こども広場	1	1	1	1	1	
一時預かり事業(幼稚園 における在園児を対象と した一時預かり(預かり保 育))[人(延人数)]	量の見込み		36,563	36,383	35,876	34,389	33,544	既存の市立幼稚園・私立幼稚園の預かり保育を実施することで、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
	確保方策:市立・私立幼 稚園における預かり保育		36,563	36,383	35,876	34,389	33,544	
一時預かり事業(預かり 保育以外の一時的預かり) [人(延人数)]	量の見込み		20,098	19,707	19,280	18,761	18,375	市立保育所において、平成27年度に既存施設を利用した一時預かり事業の一部拡大を図ります。また、平成28年度までに施設の改修等を進め、平成29年度から一時預かり事業の提供体制の拡大を図り、量の見込みに対応します。
	確保方策:市立保育所・ 私立保育園、こども広場 での一時預かり事業		15,238	15,269	19,280	18,761	18,375	

地域子ども・子育て支援事業[単位]		H27	H28	H29	H30	H31	提供体制の確保方策の内容
病児保育事業 [人(延人数)]	量の見込み	446	439	431	417	408	診療所に併設された病児保育室において病児・病後児保育事業を提供し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。なお、病児・病後児保育事業は、小学校3年生までの児童が利用できます。
	確保方策: 病児・病後児保育事業	446	439	431	417	408	
子育て援助活動支援 事業[人(延人数)]	量の見込み	450	489	527	566	605	ファミリー・サポート・センター事業の周知啓発とともに、会員養成のための定期的な講習会を開催し、援助会員の確保を図ることで、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
	確保方策:ファミリー・ サポート・センター事業	450	489	527	566	605	
妊婦健康診査[人]	量の見込み	1,043	1,020	1,001	984	968	医師会等との契約による実施体制等を確保し、平成27年度以降の量の見込みに対応していきます。
	確保方策: 妊婦健康診査	1,043	1,020	1,001	984	968	

計画の推進に向けて

子ども・子育て支援の推進に向けた考え方

幼児期の学校教育・保育の推進について

- 私立幼稚園や私立保育園・認定こども園との連携を強化し、既存施設の活用を含め、量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。
- 就学前の子どもたちの育ちを一貫して支える教育・保育を推進します。
- 地域の実情に応じた認定こども園の普及を図ります。
- 条例で規定した設備・運営基準に基づいて地域型保育事業（小規模保育）を推進するとともに、檀原市として、教育・保育施設の実施者と地域型保育事業の実施者の相互連携を支援していきます。
- 研修事業の充実や様々な自己啓発・交流機会への参加促進などを通じて、職員の質の向上を図ります。
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校教育へのなめらかな接続に向けたカリキュラムの共通理解、指導者の相互理解、家庭・地域との連携を推進します。

地域子ども・子育て支援事業の推進について

- 多様なメニューから保護者のニーズに合ったサービス（事業）を選択して利用できるよう、地域の実情に応じて、各事業の量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。
- 地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、地域住民や関係団体・機関との連携を通じて、各事業の基盤となる地域の子育て支援体制の充実・強化を図っていきます。

母子保健の推進について

- 妊娠・出産の安全性の確保をはじめ、子どもが健やかに育つための環境づくりや楽しく子育てができる環境づくりなどの母子保健を積極的に展開することで、子ども・子育て支援や健康支援を推進し、すべての子どもが健やかに育つ社会をめざします。

推進体制の充実

市民や地域、関係団体・機関、企業等との推進体制の充実

子ども・子育て支援に関する様々な情報提供・情報発信を積極的に進めます。また、地域における子ども・子育て支援に関する課題などの把握・共有にも努めるとともに、市民、地域、関係団体・機関、企業等の主体的な取り組みとの連携・支援を図ります。

庁内における推進体制の充実

本計画を全庁的な取り組みとして、総合的かつ計画的に推進するため、庁内の横断的な連携を強化します。

国・県との連携

総合的かつ効果的に子ども・子育て支援を進めていくため、国や県との連携を図るとともに、国の子ども・子育て支援に関する動向を十分に注視し、国や県に対して必要な要望を行います。

檀原市

子ども・子育て支援事業計画
概要版

発行年月：平成27年3月

発行：檀原市

編集：檀原市福祉部こども未来課

〒634-0065 奈良県檀原市畝傍町9-1

電話 0744-25-2790

FAX 0744-25-2221